

令和元年9月2日

保護者の皆様へ

亀山市教育委員会

### 教職員と児童生徒・保護者との SNS 等の使用に係る適切な取扱いについて

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育活動に対し、ご理解、ご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

このたび、亀山市教育委員会では、教職員と児童生徒・保護者との SNS 等（※注1）の使用に係る取扱いについて、下記のようにまとめ、市内小中学校においてこの取扱いを徹底することとします。

保護者の皆様におかれましては、この取扱いにご理解いただくとともに、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 記

（教職員から児童生徒に対する連絡）

（1）教職員から児童生徒に対して SNS 等を使用した連絡は行いません。

（教職員と保護者間の連絡）

（2）教職員から保護者への連絡は、学校の電話及び配信メールを利用して行います。

（3）緊急時等上記（2）で対応できない場合の連絡先として、教職員個人の連絡先を伝える場合は、予め利用目的をお示ししますので、それ以外の連絡は、学校の電話を通じた連絡にご協力ください。

（4）万一、SNS 等で児童生徒や保護者より上記（3）の利用目的以外の連絡や相談等があった場合は、緊急の場合を除き、学校の電話からかけ直す、学校や家庭訪問で面談を行うなどの対応を行いますのでご理解ください。

（※注1）「SNS 等」とは、携帯電話等による通話に加えて、メッセージアプリや電子メール等、個人間で情報がやりとりできる通信伝達手段の総称をいいます。